

株式会社とコンツェルン

岡 村 正 人

- I はしがき
- II 株式会社に関する理解の仕方
- III 株式会社とコンツェルン
- IV イギリスとわが国における特殊性

I は し が き

周知のように、株式会社は資本主義経済を温床として発展し支配的企業形態となった。ひとしく資本主義経済のもとでも、多種多様の企業形態が存在している。すなわち、ここでは、企業形態の多様性がうかがわれるのである。そのことは、資本主義がきわめて高度に発展した現段階でも同様である。そして、企業形態については、多様性のほかに支配性の問題が考えられねばならない。つまり、企業における資本主義的生産が発展するとともに、いろいろさまざまな企業形態のうちで、株式会社が最も発展しいには支配的地位を占めるようになったのである。その点は、事実である。いうまでもなく、事実とは、イデオロギーを越えて何人も認めざるをえない性質のものである。

そこで、われわれは、まず、何故、上述のような事実となって現われたのかというふうに、問題を提起し、それを掘り下げて究明し、一つの論理をもって統一的に理解しなければならない。そのためには、およそ企業が、資本主義的に発展しようとするかぎり、どうしても株式会社という形態をとらねばならぬ経済的・経営的理由はどこにあるかを鮮明にするように要

請される。いいかえれば、株式会社の資本主義的發展に対して役割を果たしたものはいろいろと指摘されるが、そのうちで、基本となるものが指摘されるべきである。それは、資本の証券化である。また、そこに、株式会社の基本的特徴が求められるのである。¹さらに、株式会社は数多くの特徴や問題を内包し、しかも、それらは、株式会社の資本主義的發展につれて、あるいは鮮明となりあるいは複雑化していく。そして、このような諸特徴および諸問題は資本の証券化という株式会社の基本的特徴との相互関連において統一的に理解されねばならない。

そのように、株式会社を吟味すれば、株式会社とコンツェルンとの関連がきわめて明瞭に理解される。一般に、カルテル→トラスト→コンツェルンというふうな、企業の集中形態あるいは企業の独占組織が發展的に指摘されている。それは、いうまでもなく、コンツェルンが最高度の企業の集中形態あるいは企業の独占組織であることを意味するものである。そして、コンツェルンの形成やその内容について種々のものが考えられるが、持株会社が非常に重要な役割を演じていることはけっして否定しえない。また、その持株会社の生成・發展を見れば、それは株式会社形態およびその基本的特徴である資本の証券化と切りはなして考えるわけにはいかない。そこに、株式会社とコンツェルンとの間にきわめて重要な関連が求められるのである。つまり、株式会社における基本的特長としての資本の証券化は、持株会社を媒介として、株式会社とコンツェルンとの関係を緊密にすると考えてよい。

II 株式会社に関する理解の仕方

前述したところからして、株式会社とコンツェルンとの関係を見る場合、

1 拙著『株式会社金融の研究』（新版）有斐閣、1971年、27ページ。

株式会社の基本的特徴である資本の証券化に関する吟味を行わねばならない。

もともと、企業における資本主義的生産は、直接的には、いわゆる競争の自由の原理と産業革命(技術革命)とを基盤として成立し発展してきた。その点に着眼すれば、各企業はその経済的競争力を強化するために、自己の資本力の増強に努めざるをえなくなる。そして、この場合、固定資産の増大およびそれによる流動資産のそれことに前者を考えると、ここにいわゆる資本の増強は、資本額の増大という量的意味のみならず、長期資本の充実という質的意味をも内包するものであると理解されるものである。

そこで、企業資本の増強方式として、まず、資本蓄積が指摘される。すなわち、企業利潤の一部を内部留保しそれを資本化すること、いわゆる資本の自己膨脹によって、企業資本(自己資本・長期資本)の増強を実現することである。しかしながら、この方式による企業資本の増強のもとでは、企業利潤が前提であり、おのずから、ある一定の限界がある。また、資本蓄積の進行は、企業の競争力に反作用し、企業間競争を激化する結果を生ずるのである。それで、企業が資本主義的に発展しようとするかぎり、企業資本は資本蓄積の方式における限界をのり越えて増強するように要請されるといえるわけである。その限界を克服する新たな企業資本の増強方式は、まさしく、資本集中である。

ここにいう資本集中は、社会の各層に散在し、生産資本から遊離しているいわゆる大衆資本はもちろんのこと、企業資本の回転過程から生じ一時生産資本として機能していない貨幣資本のようないわば遊休資本を動員し、それを大資本と結合させ、企業資本としての集大成をはかることである。² それでは、資本集中を最高度に展開しうるものは何であるといえ、それ

2 占部都美『企業形態論』白桃書房、1968年、127—129ページ。拙著、前掲書、23—24ページ。

は、資本の証券化にほかならない。およそ企業は、その維持・発展のために、ある一定額の資本をできれば永久に少なくともある一定期間にわたって自由に利用しうる状態にあるという資本の固定化を望む。それに対して、企業に投資するものは、いったん投資してもその後必要に応じていつでも回収できる状態にあるという資本の流動化を求めるのである。しかも、そのように相反した欲求が同時に生ずることに注意しなければならない。それで、その矛盾の克服が重要な問題となるのである。

このような矛盾を克服するものは、資本の証券化 *Effektifizierung des Kapitals*, 具体的には、資本の株式化と資本の社債化とである。すなわち、資本の証券化は、企業側における資本の固定化欲求をいささかも妨げないで、投資者側における資本の流動化欲求を実現せしめるのである。この点に、資本の証券化の最も大きい役割がうかがわれる³。とくに、後者に留意すべきである。投資者は、企業に投資する場合にいろいろのことを考えるが、資本の流動化を最も重大視するのは多言を要しないところである。その点に着眼すれば、資本の証券化が如何に資本集中の高度展開に好都合なものであるかがきわめて明白である。また、そのことにより、企業が資本主義的に発展するために必要な資本力の増強化要請に即応するにあたってどうしても株式会社形態をとらねばならぬ経済的・経営的理由がよく理解できるのである。資本の証券化は、合名・合資・有限のような諸会社形態にうかがわれず、株式会社固有のものである。すなわち、資本の証券化は株式会社形態とその他の企業形態とを区別するところのキー・ポイントである。その意味において、株式会社の基本的特徴は資本の証券化に求めることができるといえるわけである。

なお、資本の証券化により集中した資本が、企業資本の金額的拡大化という量的意味と長期資本の充実という質的意味をも内包する企業資本の増

3 拙著、前掲書、25—26ページ。

強化要請に即応しうる。すなわち、資本の株式化によって集中した資本は企業の自己資本を構成する。また、資本の社債化により集中した資本は、企業の他人資本であるが、企業の長期資本としての意義を有しその役割を十分果たしうるものである。社債期限が他国に比し短期的であったわが国でも、ごく最近発行事例が数多く見られる時価転換社債の償還期限は最初より、普通社債についても、その償還期限は昭和37年7月頃から10年であるのが一般的となっているのである。

もちろん、資本の証券化は信用制度の確立・発展を基礎として進展してきたものである。さらに、また、資本の証券化が資本の流動化を可能ならしめるためには、証券市場の確立・発展がどうしても必要である。つまり、株式会社の基本的特徴である資本の証券化およびそれによる資本集中は、信用制度の確立・発展と密着してはじめて可能であると考えられるのである。

株式会社をして最高度の資本集中形態とならしめるにあたって、資本の証券化のほかに、有限責任制度や重役制度が非常に重要な役割を果たしており、それらも、株式会社の特徴として問題にされる。また、株式会社の特徴として、資本の無名性あるいは資本の非人格化 *Unpersönlich des Kapitals* や資本金会社 *Kapitalgesellschaften* としての企業実質が指摘されている。さらに、株式会社がきわめて高度に発展すると、自己金融問題が重要視されてくる。なお、株式会社がいわゆる専門経営者が登場する段階にまで発展すれば、企業支配問題をめぐっているいろいろの諸論議が展開してきたことは周知のとおりである⁴。しかしながら、それらは、すべて、株式会社の基本的特徴である資本の証券化と結びつけ、本源・派生という意味・内容において相互関連的に把握し理解することにより、株式会社における数多くの特徴や問題を統一的に分析し理解しうる。そうすることによ

4 同書、27—51ページ、第4編第1章に詳論している。

ってこそ、支配的企業形態としての株式会社に関する科学的吟味が可能となるといえるのである。

いうまでもなく、大企業としての株式会社は金融機関との関係が緊密である。そして、そのことは、株式会社が発展するとともに、よりますます顕著になっていくのである。その点も、上述したものと同様に、株式会社における重要な問題である。それについては、後述することと関連するので、少し説明を加えておこう。まず、株式会社では、資本が証券化されているために、金融機関による株式会社への融資が促進される。すなわち、株式会社では資本が証券化されているので、金融機関は、株式会社企業に貸付けた貨幣資本を必要に応じて証券化し、その証券を売却することによって、貸付資本を回収しいわば資本の流動化欲求を実現しうるのである。また、企業が株式会社形態をとっておれば、それは、近い将来に増資あるいは社債の新規発行により収受する資金をもって返済するという約束のもとに、金融機関からの融資の限界を克服することもできる点に注意しなければならない。なお、資本の証券化による資本集中は信用制度の確立・発展に基礎づけられながら展開すると前述したが、信用は商業信用より銀行信用へと発展し、さらに、銀行信用のよりいっそうの発展をもたらす役割を演じたものとして、株式会社における資本の証券化が指摘されるわけである。⁵

なお、株式会社は、利潤の増大実現のために、これまで述べてきたところの資本の証券化による資本集中のみならず、企業合同により、企業資本をますます増強し、経済的競争力の強化をはかる。ことに、資本主義が先進国イギリスよりも遅れて成立した国たとえばドイツなどではそのような事実がうかがわれる。⁶なぜならば、ここでは、できるだけ早く企業資本の

5 野口 祐『現代企業集中論』有斐閣、1964年、208—212ページ。

6 高宮 晋『企業集中論』有斐閣、1942年、13ページ。

増強化を実現し、資本蓄積が大きい先進国イギリス資本に対する経済的競争力を増大するように要請されたからである。だが、この場合、企業合同・買収のために必要な資本は資本の証券化により集中した資本に求められていることに注意すべきである。また、歴史的に見れば、株式会社の基本的特徴としての資本の証券化による資本集中が本格的に展開し、株式会社の本来的意義を顕著に具現するようになったのも、企業合同の進展過程においてである。⁷

Ⅲ 株式会社とコンツェルン

前述のように、株式会社は、数多くの企業形態のうちで最も支配的な企業形態であり、そのことは、基本的には、株式会社における資本の証券化あるいはそれによる企業資本の増強化に起因する。ところが、株式会社が資本の高度集中を展開しながら発展していく過程において、独占組織としての企業集中が必然的に現出せざるをえない。

株式会社が資本の証券化を媒介として発展していくことは、企業における経営規模の拡大化および生産力の飛躍的増大をもたらす。そして、生産力の増大は、これを純技術の問題として見るかぎり無限に進展する性質のものである。しかしながら、資本主義企業は利潤を求めるものであり、生産力の増大を技術の問題としてのみ眺めるわけにはいかない。すなわち、それは、経済の問題、具体的には国民購買力との関係において考えざるをえないのである。つまり、企業としては、生産力の増大によりただ単に商品を大量に生産すればそれだけでよいのではなく、大量に生産された商品が市場において完全消化されることが必要である。だが、国民購買力の増大にはある一定の限界がある。そのために、企業の生産力が国民購買力における限界をのり越えるほどまでに増大すれば、商品の市場における完全

7 中村通義『株式会社論』亜紀書房、1969年、39、53、83ページ。

消化は不可能となる。すなわち、この段階では、いわゆる生産過剰が生じ、商品価格は下落し、企業利潤は低下する。もちろん、利潤は資本主義企業の生命ともいうべき性質のものである。

ここでは、詳論を避けるが、固定資産が膨大である大企業では、生産が過剰となり商品価格が下落しても、それに対応して、生産量を縮小することも資本を他種部門に転移することもきわめて困難である。それに加えて、自由競争の過程において、中小企業は次第に没落しあるいは大企業に吸収され、競争の場における対立者は減少するであろうが、いずれも、長期にわたって競争しうる巨大企業である。まさしく、それらの競争は窒息的様相を呈するといえるのである。そのままの状態のもとでは、やがては共倒れになる危険が生ずる。それで、各企業は、自由競争の原理のもとでは、その資本主義的生産の進行を不可能とされるので、必然的に、独占という新たな原理を要請し、独占の原理の確立によって、いったん行き詰まった資本運動の新展開に努めるようになるのである。このようなわけで、独占組織としての企業集中が現出する。また、商品の過剰生産の問題を国外市場（国外購買力）に求めるためにも、企業が国内的に独占組織を形成することが必要であるのである。⁸

企業集中については、いろいろ説明しなければならないが、ここでは、企業集中における金融機関の重大な役割に関して一言しておく。前述のように、株式会社では資本が証券化されているために、金融機関との資本的つながりはきわめて緊密である。そして、金融機関としては、資本危険を分散するために多くの企業と資本的に関係しとおり、それらの企業の苦闘をけって放置するわけにはいかない。ここに、企業の発言力による企業集中・独占組織が展開する事情がうかがわれるのである。

企業集中は、種々の形態をとって現われる。それにしても、それらを発

8 高宮 晋，前掲書，60—63ページ。拙著，前掲書，331—335ページ。

展的に見れば、基本的には、カルテル→トラスト→コンツェルンというふう考えられるのである。すなわち、各種企業集中形態のうちで、最高度のものはコンツェルン Konzern である。コンツェルンは、ある一定の巨大資本を中心とする多種多様の企業群を内包するところの膨大な経済構造である。そして、同一国内でも、いくつかのコンツェルンが存在し、各コンツェルンに所属する巨大企業間の競争あるいは提携その他が見られる。また、そのことは、国際的視点からしてもそうであり、とくに、資本の自由化の進展とともに、顕著になっているといえる。すなわち、独占経済の段階でも、自由競争の段階における場合とは意味・内容を異にしているにせよ、はげしい競争があるのである。いわゆる独占間競争はそのことを指示するものである。

アメリカでは、コンツェルンという言葉はないが、利益集団 interest group と呼ばれるものがそれに該当する。なお、最近の傾向として、株式取得による企業支配・コンツェルンを眺めると、個人あるいは同族によるよりも、機関投資家によるものの比重が高まっているようである。その代表的な存在は、巨大商業銀行である。¹⁰

また、ドイツにおけるコンツェルンについていろいろ説明を要することがあるが、ここでは、コンツェルンの中心をなす巨大企業の大株主と銀行との関係を密着せしめるのに重要な役割を果たすものとして、預託株 Depotaktien に関して少し説明しておく。第一次世界大戦後、預託株制度のもとでは、銀行は預託された他人に属する議決権の行使をなしうるという一般的規定を銀行取引の条件にとり入れることが通例となっている。そして、この預託株はきわめて巨額でありとくに三大銀行（ドイツ銀行・ドレス

9 井上 清『アメリカ企業形態論』ミネルヴァ書房、1971年、39—40ページ。

10 上林貞治郎編『経営経済学総論』(谷田論文)ミネルヴァ書房、1971年、92—93ページ。佐藤定幸『コングロマリット』、1969年、147—153ページ。儀我壮一郎編『現代企業論』(上田論文)沙文社、1972年、118—120ページ。拙著、前掲書、323—324ページ。

デン銀行・コメルツ銀行)に集中している。そのために、企業に対する発言力は、株式分散が顕著である場合ではもちろんのこと、そうでない場合でも非常に強い。それは、預託株制度を媒介として、各コンツェルンの中心であるところの巨大企業(大株主)と銀行との緊密な結合関係の形成を必然的にもたらすといえるのである。¹¹

そこで、コンツェルンの形成にあたって、いろいろの方式が指摘されるが、そのうちで、非常に重要な役割を果すものは持株会社 holding company, Holdinggesellschaft である。¹²その点について、つぎに説明しよう。

持株会社は、他企業の支配を可能ならしめる程度の株式を所有する会社である。もっとも、金融機関が持株会社としての機能を演じる場合には、多額の株式所有とともに、巨額の融資をなしている。しかしながら、ここでも、企業支配の基本は株式所有にあるといえよう。¹³なお、持株会社の概念要素として、証券代位 Effektensubstitution を指摘されることがある。ここにいわゆる証券代位は、企業が自己の物的資本 Sachkapital を調達するためではなく、他企業の株式など証券を獲得するために、自己の証券を発行することである。それで、証券代位は持株会社の支配目的を実現するための手段であるといえる。そこで、もちろん、目的を重視して、手段を軽視するものではけっしてない。たとえ、それが手段であっても、ある目的を実現するためにはどうしてもその手段によらねばならないものであれば、その手段をはなれて目的を考えるわけにはいかない。いわば、ここでは、両者は一体として把握さるべきである。ところが、証券代位は持株会社が他企業の支配目的を具現するための一つの手段であり、持株会社が

11 前川恭一『ドイツ独占企業の発展過程』ミネルヴァ書房、1970年、346—351ページ。増地庸治郎『株式会社』巖松堂、1937年、478—492ページ。

12 上林貞治郎編、前掲書(井上論文)、49ページ。拙著、前掲書、340—341ページ。

13 井上清、前掲書、192ページ。奥村宏「現代日本の持株会社」『証券経済』第117号、1973年、63ページ。

他企業を支配するためにどうしても証券代位を行わねばならぬことはないのである。そのことは、かつてわが国経済を支配していた旧財閥の頂点に君臨していたいわゆる保全会社を見れば、きわめて容易に理解されるところである。つまり、持株会社は必ずしも株式会社形態をとる必要はないといえる。また、持株会社には、他企業に対する支配のみを業務とするものと、みずからも直接生産業務を兼営するものとの二者がある。前者は純粹持株会社 pure holding company、後者は事業持株会社 operating holding company と呼ばれている。¹⁴

ここに、企業支配の形態的变化について付言しておく。すなわち、企業の支配形態には、企業の経営面に現実に干渉し支配するところの顕在的支配と、通常の状態のもとでは経営支配を行わないが、必要があればいつでも経営支配をなしうる状態を確保する潜在的支配とがある。前者は大株主みずから経営を担当している段階でうかがわれ、後者はいわゆる専門経営者が登場する段階に生ずるものである。それで、企業支配の形態を発展的に見れば、前者より後者へというふうに考えてよい。専門経営者が登場するのは、株式会社における経営が量的に拡大化し質的に複雑化し、きわめて高度の経営管理機能が要請される段階である。それで、この段階では、だれでも経営を担当しうる状態ではない。その点に留意すれば、企業の経営が資本の目的や意思と基本的に同一の方向に動いているかぎり、顕在的支配をあえてなす必要はなく、否むしろ、それよりも潜在的支配のほうが巧妙な企業支配方式であるといえるのである。

ところで、上述の持株会社は株式会社形態とくにその基本的特徴である資本の証券化とはなれて考えられないということ、それと同時に、持株会社がコンツェルンの形成にいかに関与するかを念頭に置いて、つぎの説明に移る。

14 拙著、前掲書、341—342ページ。

前述のように、持株会社は持株という金融的連鎖を基盤として他の企業を支配する会社である。そのために、持株会社方式による企業支配は、横（同種分野）の部面に、また、縦（商品の生産あるいはその他の点において重要な関連を有する異種分野）の部面に、さらに、斜（まったく関連のない分野）の部面にも展開することができるのである。いわば、ここでは、企業支配における方向上の限界がないわけである。そして、この場合、持株という資本関係のもとにあるので、支配・被支配の度合は緊密である。また、前に述べたように、企業における資本主義的生産が発展するにつれて、株式会社は支配的企業形態となっていく。そのことは、持株会社の生成・発展にとって、きわめて好都合な前提的条件を形成するものであるといつてよいのである。なぜならば、持株会社そのものとはかくとして、それによって支配されるところの企業はどうしても株式会社であり、資本が証券化されねばならないからである。さらに、株式会社の資本主義的發展過程において、資本の証券化による資本の集中が高度化しいわゆる株式分散が顕著になる。そのために、持株会社が他の企業を支配するのに必要な持株比率は低下してもよいわけである。いうまでもなく、それは、持株会社による支配資本の節約を意味するものである。もっとも、現実では、その国の諸事情や大株主の利害関係（配当政策）などによって、たとえば西ドイツにおけるように、持株会社の持比率が大きいこともある¹⁵。わが国でも、最近、資本の自由化から生ずる問題に対応するために、いわゆる株式の持合いによる安定株主の増大をはかっており、機関投資家の持比率が大きくなる傾向を示している。それはともかくとして、資本の証券化による資本集中が株式分散をもたらす性質を内包することはいうまでもないところである。

このようなわけで、株式会社とコンツェルンとの間にきわめて緊密な関係がうかがわれる。それを要約すればつぎのとおりである。

15 前川恭一、前掲書、340—343ページ。

各種各様の企業形態があるが、株式会社が資本主義とともに最も発展し支配的企業形態となる。そして、株式会社の発展を促進する役割を果すものとしていろいろと指摘するが、そのうちで、最も基本的な意義をもつのは資本の証券化あるいはそれによる資本集中の高度展開である。また、株式会社は様々の特徴や問題を内包し、しかも、それは、資本主義的發展につれてあるいはより鮮明となりあるいは複雑化しては行くが、それらについては、株式会社における資本の証券化による資本集中と結びつけて吟味することによってこそ、株式会社に関する真実の理解や統一的理解いわば科学的把握ができるといえる。つまり、株式会社の基本的特徴は資本の証券化による資本集中に求められるのである。実は、その点に着眼することによって、株式会社と持株会ひいてはコンツェルンとの関連がきわめて明瞭になると考えてよい。

IV イギリスとわが国における特殊性

これまで、株式会社とコンツェルンとの関係を述べてきたが、それは、この問題に関する一般論の吟味である。このようないわば一般性のほかに、特殊性というべきものについて、紙数の関係上、ごく簡単に、イギリスとわが国の場合にうかがうことにしよう。

(1) イギリス

イギリスでは、アメリカやドイツの場合におけるように、株式会社の本来の意義を十全に活用した強固な組織性を有する独占体が確立しえなかったといわれている。その理由は、資本市場の中心的存在であるマーチャント・バンカー merchant banker としての発行商会 issue house が、第一次世界大戦後まで、海外証券投資に主力を注ぎ、国内証券投資にはさほど関係しなかったことが指摘されている。¹⁶ すなわち、イギリスにおける企業

16 中村通義、前掲書、73—86, 114—116, 142ページ。 生川栄治『イギリス金 』

資本の増強化は基本的には利潤の社内留保によるものであり、資本の証券化による資本集中はその補充的役割を演じるにすぎなかったのである。その点に着眼すれば、本論で説明したことは、イギリスでは、つぎに述べるわが国の場合とはきわめて事情を異にするとはいえ、不完全にしか妥当しえないと考えられるであろう。しかしながら、それは、イギリス資本主義の発展過程において、資本主義の先進性に起因する資本蓄積の豊富、ほとんど一世紀にわたり国際的投資およびそれによる強大な国際地位を確保したという意味での特殊性によるものであるといえよう。

(2) 日 本

戦前のわが国におけるいわゆる同族的財閥（コンツェルン）の形成過程を見れば、本論で分析した一般論はここではほとんどまったく妥当しない¹⁷。そのことは、実に、日本資本主義成立におけるいちじるしい後進性という意味での特殊性にもとづくものである。それにしても、同族的財閥がその支配体制を強化するために、その傘下の諸企業が株式会社形態をとり資本の証券化を行なったことは看過してはならない。また、大正期に入りことに第一次世界大戦後、これまでのいわゆる財閥金融体制に起因してけっして正常な姿であるとはいえないにしても、株式会社の基本的特徴としての資本の証券化による資本集中が活発となり、財閥の発展をさらに促進した点に留意すべきである。

なお、第二次世界大戦後、独占禁止法の成立により、財閥やそれをもたらす危険性を内包する持株会社は禁止された。しかしながら、その後の相次ぐ同法の改正・緩和により、純粹持株会社は依然として禁止されているにせよ（第9条）、事業持株会社あるいは兼営持株会社と呼ばれているもの

融資本の成立』有斐閣、1956年、194—196、231ページ。

17 三戸・正木・晴山『大企業における所有と支配』（正木論文）未来社、1973年、73—81ページ。正木久司『日本の株式会社金融』ミネルヴァ書房、1973年、2—148ページ。

は、現実では相当幅広く存在している。また、株式会社は資本の証券化を媒介としてますます大企業化し、旧財閥企業の再編成が大いに進展したことは周知のとおりである。さらに、昭和44年頃から、株式の時価発行や時価転換社債の発行事例が相当多くうかがわれ、株式会社における資本の証券化による資本集中が正常な姿をとってきたことに注目しなければならない。そして、そのことは、いわゆる証券の国際化という傾向と関連してより鮮明となるであろうと思われるのである。¹⁸

財閥に関連して、わが国でも、資本の自由化により生じうる問題に対応するために、いわゆる安定株主の増大・事業法人および金融法人間の株式の持合いが増大し、各企業間の関係における緊密化がはかられている。それは、いわゆる機関投資の増大化傾向を指示するものである。そこでまず、事業法人間についてうかがえば、相互持株があっても、株式の持合いの程度は同率ではなく、比較的大きい企業が比較的小さい企業の大株主となるような形で行なわれ、しかも、それは、相当広範囲に展開し、少数の巨大企業は、龍大な支配網すなわち財閥を形成し、その中核としての持株会社としての存在である。つぎに、金融法人と事業会社との株式の持合いの程度は、事業法人が大企業である場合において大きい。¹⁹そこで、各財閥では、社長会がありその成員は上述の少数の巨大企業の代表者と金融機関のそれとであり、それらが財閥の統制・強化をなしている。この場合、金融機関は株式取得のみによって必ずしも巨大企業を支配しうるとはかぎらない。すなわち、両者の間では、ほとんどまったく株式の相互持合いとなってい

18 拙著、前掲書、194—209、288—289ページ。拙稿「最近におけるわが国企業資本調達とその環境」『産業経理』(産業経理協会)第33巻第2号、1973年2月、65—69ページ(付記：66ページ右30行目に「未だに」とあるのを「つい最近まで」と訂正)。同「わが国における時価転換の発展について」『証券経済学会年報』(証券経済学会)第8号、1973年5月、47—58ページ。同「最近における企業資本調達の変貌」『経営学論集』(日本経営学会)第43集、1973年10月、160—165ページ。

19 野口・安部編『現代大企業論』(二木論文)有斐閣、1972年、26—31ページ。

るのである。だが、金融機関による株式取得は多額の融資と密着しており、社長会における金融機関の発言力が非常に大きいといえるのである。²⁰

〔付 記〕

筆者は、昭和46年に、『株式会社金融の研究』の〔新版〕を刊行した。だが、それは一般論的研究に重点をおくものである。なお、この拙著を基礎にしてその内容的補強に努めることが今後の筆者の課題であると念願している。拙稿も、このような意図の現われである。

20 奥村 宏、前掲論文、49—50ページ。儀我壮一郎『現代日本の独占企業』ミネルヴァ書房、1962年、276—277ページ。